



税理士が教える経営に役立つ税制情報

TAX & LAW



TKC近畿兵庫会東播支部
広報委員 足立均

「年末調整申告書」作成上の注意点

年末調整は、原則として給与の支払者に「扶養控除等申告書」を提出している人（以下「従業員等」という）が対象です。本年中の主たる給与収入が2,000万円を超える人や、いわゆる日雇い労働の人は対象になりません。従業員等が提出する年末調整申告書は次の6種類があります。

①基礎控除申告書

年末調整の対象者が必ず提出する書類です。「あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算」の「収入金額」欄には、本年1月～11月の給与支払明細書の課税支給額（賞与含む）の合計と、12月の給与・賞与の支給額を見積もって記入します。

収入金額を基に、申告書裏面「4 合計所得金額の記載についてのご注意」の「(1) 給与所得」の【給与所得の金額の計算方法】を参考にして「所得の見積額」を求めます。給与以外の所得があれば、その合計額も記入します。合計所得の見積額を「控除額の計算」の判定欄に当てはめ、「基礎控除の額（48万円・32万円・16万円）」を記入します。

②配偶者控除等申告書

生計を一にする配偶者がいる人で、配偶者控除や配偶者特別控除を受ける場合に提出します。ただし、納税者本人の年収が1,195万円以下、配偶者の年収が201万6,000円未満であることが条件です。「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算」欄への記入が必要で、①基礎控除申告書と同じく給与の支給額を見積もって所得の見積額を計算します。

③所得金額調整控除申告書

給与収入が850万円を超える人で、本人・同一生計配偶者・扶養親族が特別障害者か、扶養親族が23歳未満に該当する場合に提出します。

【注意点】申告書の提出時に収入の見積額が850万円前後となり、確定額が850万円を超えるか明らかでない場合も提出します。所得金額調整控除の額は会社が計算します。

④保険料控除申告書

生命保険料控除や地震保険料控除などを受ける人が提出します。提出時には保険会社からの控除証明書等の添付が必要です。

【注意点】親族等が契約した生命保険であっても、本人が保険料を負担していれば控除の対象になる場合があります。また、iDeCo（個人型確定拠出年金）の掛け金は「小規模企業共済等掛金控除」欄に記入します。掛け金を給与から天引きしている場合、会社が毎月の税額計算の際に控除を行っているため記入は不要です。

⑤住宅借入金等特別控除申告書

住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の適用2年目以降、年末調整時に提出すれば控除を受けられます。その際、税務署長発行「年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書」と金融機関等発行「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」の添付が必要です。

⑥扶養控除等申告書

従業員等は年初に令和5年分の「扶養控除等申告書」を提出していますが、年末調整にあたり、所得の見積金額や扶養親族の異動（結婚、出産、家族の就職、離婚、死別など）について改めて確認する必要があります。訂正等がある場合は再度、「扶養控除等申告書」を提出します。

【注意点】配偶者の年収を正しく把握していても、子どものアルバイト等による収入をよく確認せずに扶養親族として申告すると、後日、税務署から会社経由で修正を求められることがあります。

参考文献：「事務所通信 令和5年12月号」

